

低圧電気取扱業務に係る特別教育開催のご案内

低圧（直流750V以下、交流600V以下の電圧をいう。）の充電電路（対地電圧が50V以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれがないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に労働者を就業させるときは、その業務に関する安全のための教育を行わなければなりません。（労働安全衛生法第59条第3項、同規則第36条第4項、安全衛生特別教育規程第6条）

この度、当協会では下記により特別教育を開催致しますので、電気取扱担当者等の方が受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 5月15日(水) 9時00分～18時
2. 講習会場 横瀬町町民会館 駐車場有り
(秩父郡横瀬町横瀬2000 電話 0494(22)2267)
3. 受講料 会員 8,000円（税込、テキスト・資料代を含む。）
非会員 10,000円（税込、テキスト・資料代を含む。）
4. 申込方法 別添申込書に必要事項記入のうえ、受講料を添えて当協会までお申込下さい。
(秩父市上宮地町23-25 電話 0494-22-3020 FAX 22-3242)
5. 申込締切 5月10日(金)
6. 定員 50名（定員になり次第締め切ります。）
7. 講習内容

科目	範囲	時間
低圧電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性、短絡、漏電、接地、電気絶縁	1時間
低圧電気設備に関する基礎知識	配電設備、変電設備、配線、電気使用設備、保守及び点検	2時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用器具、検電器、その他の安全作業用具、管理	1時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護、作業者の絶縁保護、停電電路に対する措置、作業管理、救急処置、災害防止	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

8. 昼食は各人で用意して下さい。会場内での昼食・休憩時間での飲食は可能です。
9. 講習修了者には、「低圧電気取扱業務特別教育修了証」を発行いたします。修了証発行のため、締切り後の受講者の変更はご遠慮下さい。

以上

受付番号

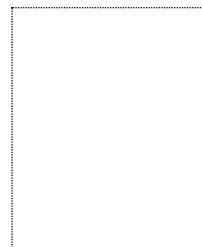
低圧電気取扱業務特別教育受講申込書

申込日 2019年 月 日

開催日	2019年 5月15日(水) 横瀬町町民会館 2階会議室			
フリガナ		性別	生年月日	本籍地
氏名		男・女	昭和・平成 年 月 日	都・道 府・県
フリガナ				
現住所	〒 -			
事業所名				
所在地	TEL	()	FAX	()

上記の通り、受講料を添えて申し込みます。

※ 写真入りの修了証を希望される方は縦 3cm×横 2.5cmの写真を下欄に貼り付けてください。



※ご記入いただきました個人情報は、本講習の目的以外に使用致しません。